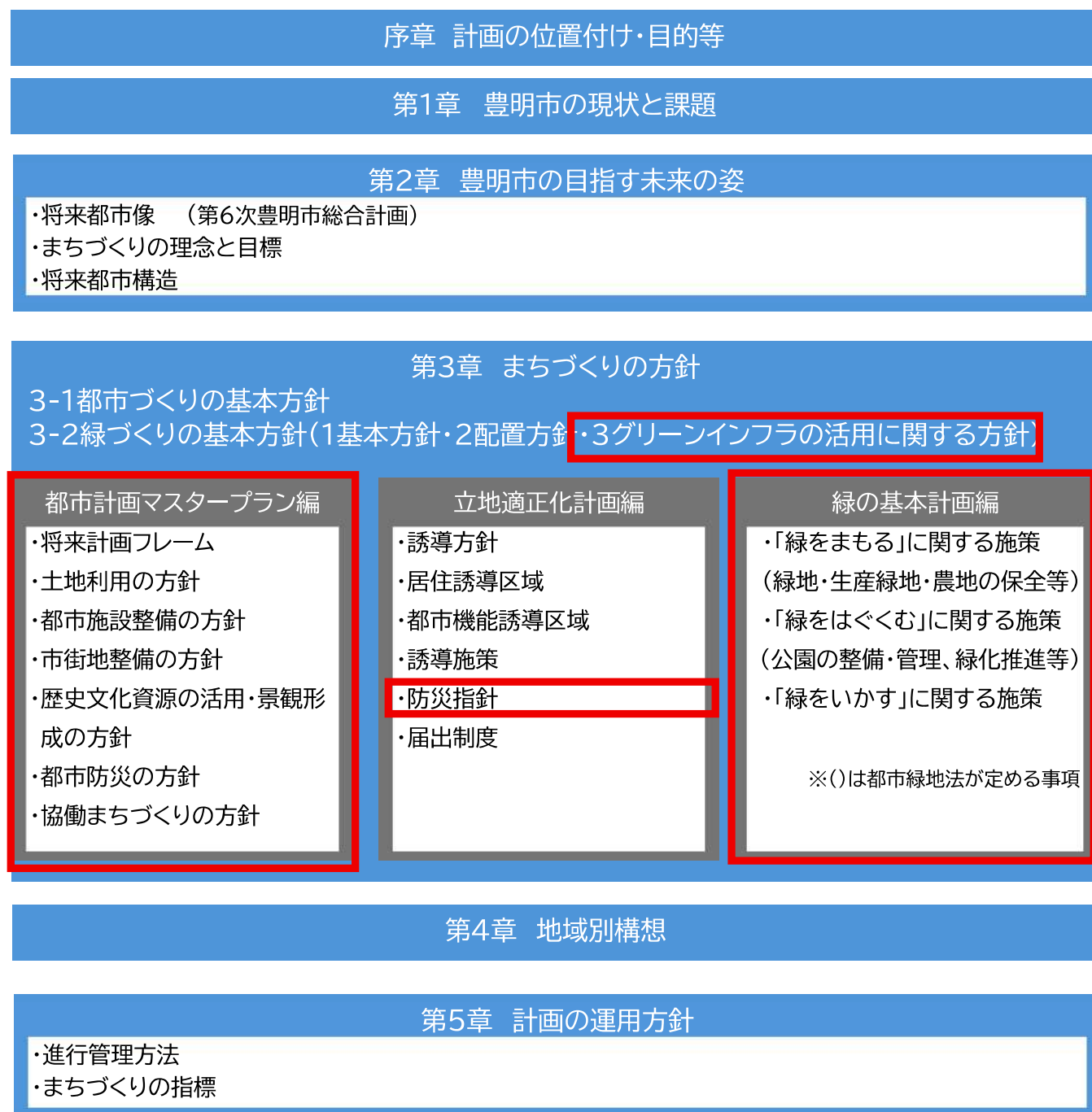


1. 新たな計画書の構成案および検討フロー

(仮称)まちづくりマスタープランの構成



3. 都市計画マスタープラン編 将来計画フレーム

- (1) 住宅用地の規模
- ①人口フレーム(住宅用地の規模を定めるための人口の規模)
 人口フレームは、将来の住宅用地の規模を定めるための基準値です。
 本計画における人口フレームは、本市の最上位計画である第6次豊明市総合計画で算定している令和 21 (2039)年時点の目標人口を参考に、令和 22(2040)年時点の約 66,000 人を基準値とします。
 参考:国勢調査の令和2(2020)年人口に基づく国立社会保障・人口問題研究所が算出した令和 22(2040)年時点の人口推計結果は 63,403 人となる(令和 6(2024)年 10 月公表)
- ②住宅用地の規模
 施行中の豊明間米南部土地区画整理事業・豊明寺池土地区画整理事業の事業推進により、住宅用地を確保した後は、現在の住宅用地の規模を維持することとします。
 人口フレームから計画期間内に必要な住宅用地は、現在の規模を上回ることはありません。
 本計画の推進による人口増加や市街化調整区域からの人口誘導については、低未利用地の活用や駅周辺などの利便性の高い地域の高度利用と併せて、現在の住宅用地の規模を維持することにより対応します。
- (2) 産業用地の規模
- ①産業フレーム(産業用地の規模を定めるための産業の規模)
 産業フレームは、将来の産業用地の規模を定めるための基準値です。
 本計画における産業フレームは、本市の市内総生産について、名古屋都市計画区域マスタープランにおいて示されている令和 12(2030)年の愛知県の産業規模(約 44.1 兆円)と、現在(令和 3 年時点)の市内総生産額の県内シェアを基に目標値を設定します。なお、令和 12(2030)年から令和22(2040)年にかけての産業規模は横ばいで推移すると想定し、愛知県と同様の推移をたどる場合における令和 22(2040)年の市内総生産の推計値として、約 206,300 百万円(2,063 億円)を基準値とします。
- ②産業用地の規模
 現在の産業用地の規模を、地権者の合意形成や関係法令等への適合など、整備に向けた条件が整った場合において、最大で約 80ha拡大することとします。
 産業フレームをもとに、令和 22(2040)年に必要となる産業用地の規模を算出すると、令和5(2023)年時点(基準年)の規模※よりも、約 80haの産業用地が必要となります。
- ※令和 5(2023)年時点の市内の産業用地規模は、愛知県開発許可条例に基づく開発行為による整備済の工業用地を含んでおり、柿ノ木工業団地地区計画の区域内の工業用地は未整備のため含まれていない。

2. 第3回策定委員会の論点

- 論点① 分野別方針(都市計画マスタープラン編)について
 第 2 回委員会で議論した「まちづくりの目標・都市づくりの基本方針」を実現するための「分野別方針」は妥当か？
- 論点② 緑づくりの基本方針・緑のまちづくりに関する施策(緑の基本計画編)
 第 2 回委員会で議論した「まちづくりの目標・緑づくりの基本方針」を実現するための「主な施策・事業」は妥当か？
- 論点③ 防災上の課題の整理(立地適正化計画編:防災指針)
 災害リスク分析及び課題の整理に過不足はないか？

4. 都市計画マスタープラン編 分野別方針（論点①）

第2回で議論したまちづくりの目標および都市づくりの基本方針を踏まえ、以下の方針を定め、取組を実施していきます。

まちづくりの目標 (3計画共通) 第2回委員会の議題	都市づくりの基本方針 (都市計画マスタープラン、立地適正化計画) 第2回委員会の議題	分野別方針(都市づくりの基本方針と対応した主な方針を抜粋) (第3回での論点)						
		土地利用	都市施設	市街地整備	歴史景観	防災	協働	
まちづくりの目標① 住み続けたいと思える日常が快適で機能的な都市 生活サービス施設や公園が身近に立地し、徒歩や公共交通で移動しやすい質の高い空間が形成された、子育て世代をはじめとする多世代の全ての市民にとって住み続けたいと思えるような、利便性と快適性が両立した都市を目指します。	・日頃から市民が利用する既存の生活利便施設を維持しながら、通勤通学等で多くの人々が利用する前後駅をはじめとする鉄道駅周辺や、市役所、豊明団地周辺などには、こうした都市機能の新規立地を図るなど、 生活利便性を高める都市づくり を進めます。	【 】内は参考資料の該当ページ・箇所						
		・住居系の土地利用は、現在の市街化区域を基本に、既存の住宅地の維持・更新や宅地化の推進を図りながら、 良好な居住環境の形成を進めます。 【p1 基本的な考え方】	○					
		・人口密度の維持などにより、 現在の買い物施設や子育て支援施設を維持するとともに、多様なライフスタイルに対応した新たな都市機能の誘導を図ります。 【p2 市街化区域 住居系】	○					
		・前後駅周辺では、 駅前と連動した居心地がよく歩きたくなる(ウォーカブルな)まちなかの形成を図ります。 【p2 市街化区域 住居系】	○					
	・保育園や幼稚園などの子育て施設が身近に立地し、公園や歩道が整備された環境の中で、 子育て世代が安心して子育てでき、将来にわたって暮らし続けたいと思える都市づくり を進めます。	・通勤・通学のために多くの市民が利用する前後駅周辺には、 利用者ニーズに対応した買い物施設や子育て支援施設の立地を誘導します。 【p3 市街化区域 商業系】	○					
		・現在の 住宅を中心とした土地利用の維持 を基本に、子育て世代をはじめとする多世代の人が歩いて暮らしやすい居住環境の形成に向けて、徒歩や自転車、公共交通で移動できる範囲に、 買い物施設や子育て支援施設など日常生活に必要な施設が立地する住宅地の形成 を図ります。【p1 市街化区域 住居系】	○					
		・土地区画整理事業により整備された住宅地といった特性上、将来的に居住者が一斉に高齢化することを踏まえ、 ニーズが高まる土地利用の誘導や若い世代の居住促進 を図ります。【p2 市街化区域 住居系】	○					
		・子どもや子育て世代をはじめとする多世代の人が歩いて暮らしやすい居住環境の形成や歩くことによる健康増進に向けて、通勤・通学や買い物などで多くの人々が利用する生活道路において、 安全で快適に移動できる歩行環境を確保 します。【p9 歩行者・自転車ネットワーク】	○					
		・まちの魅力や価値の向上に向けた公園の管理運営の推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の利活用、民間事業者による収益施設の設置による利便性の向上等を通じて、 拠点となる公園・緑地の質の向上 を図っていきます。【p13 公園】	○					
		・鉄道やバスなどの現在ある公共交通体系を維持し、利用環境の向上などによる利用促進の取組を進めるとともに、こうした公共交通の利便性の高いエリアに居住を誘導するなど、自家用車に頼りすぎず、 公共交通や徒歩などで快適に移動できる都市づくり を進めます。	・公共交通軸として重要な役割を担う鉄道については、駅周辺での都市機能集積とあわせ、 乗り継ぎ利便性の向上など交通結節機能の強化・充実 を図ることで、 鉄道利用を促進し、現在のサービス水準の維持・強化 を図ります。【p11 鉄道】	○				
・路線バスやひまわりバスについては、鉄道との連携を強化するとともに、各バス路線の性格を踏まえた機能・役割分担を明確にします。また、 多様な交通需要に対応した適切なサービスの提供や路線網の見直し等により、利用者ニーズにきめ細かく対応した使い勝手の良い生活交通ネットワークの形成 を図ります。【p11 バス等】	○							
・立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域では、 生活・交通利便性の向上 を図り、 まちなか居住を推進 します。【p1 市街化区域 住居系】	○							
・既存のバス路線では対応できない需要に対しては、現在運行している デマンド型交通のチョイスコ の利用促進や 利便性の向上 を図ります。【p11 バス等】	○							

まちづくりの目標 (3計画共通) 第2回委員会の議題	都市づくりの基本方針 (都市計画マスタープラン、立地適正化計画) 第2回委員会の議題	分野別方針(都市づくりの基本方針と対応した主な方針を抜粋) (第3回での論点) 【 】内は参考資料の該当ページ・箇所	土地 利用	都市 施設	市街地 整備	歴史 景観	防災	協働	
<p>まちづくりの目標② 交流が生まれ活力が持続する都市</p> <p>これまでに整備してきた道路や公園などの都市基盤や桶狭間古戦場伝説地をはじめとする豊明市の多様な地域資源を活かしながら、市民・来訪(豊)者が生き生きと過ごし、働ける場があり、様々な価値観を持つ主体の交流によって活力が持続する都市を目指します。</p>	<p>・市の玄関口である前後駅周辺に、商業・文教・交流など多様な都市機能を集積させ、エリアマネジメントなど市民の自発的なまちづくりの活動を支援することで、多様な人々が訪れ、滞在し、交流が生まれる魅力的な拠点を形成する都市づくりを進めます。</p> <p>・桶狭間古戦場伝説地や豊明市共生交流プラザ カラットなどの地域資源を有効活用し、歴史や文化を感じられる場や、趣味やスポーツを通じて交流を深められる場を形成することで、市民の誇りを育み、交流が広がる都市づくりを進めます。</p>	<p>・公共・民間を問わず、市内外からの利用が見込まれる商業・医療・福祉施設のほか、教育・文化施設など様々な都市機能の集積を図り、用途の複合化による多様な交流が生まれる土地利用を促進します。【p3 市街化区域 商業系】</p> <p>・公共・民間を問わず、商業・医療・福祉施設のほか、教育・文化施設などの都市機能の集積を推進し、多様な目的で訪れる、もしくは目的がなくとも気軽に立ち寄るような、本市の玄関口にふさわしい魅力的な拠点形成を図ります。【p15 拠点整備 くらしと交通の中心拠点(前後駅周辺)】</p> <p>・多様な都市機能の集積とあわせて、居心地がよく歩きたくなる(ウォーカブルな)まちなかや、滞在したくなる空間の形成に向けて、道路やオープンスペースについて、活用方法の見直しや再整備を検討します。こうしたハード整備にあたっては、市民や各種団体のまちづくり活動を支援しながら、社会実験等により暫定的に利用・活用した結果を踏まえて、必要な機能や整備内容を検討します。【p15 拠点整備 くらしと交通の中心拠点(前後駅周辺)】</p> <p>・魅力的な拠点の形成に向け、民間活力を活かした多様かつ柔軟な市街地開発事業や既存ストックの活用により、駅周辺の土地の有効活用を目指します。【p15 拠点整備 くらしと交通の中心拠点(前後駅周辺)】</p> <p>・市民や民間事業者による自発的なまちづくりの取組を支援します。【p19】</p> <p>・本市には、国指定史跡の桶狭間古戦場伝説地や沓掛城址をはじめ、多くの歴史文化資源が点在しています。これら貴重な歴史文化資源は都市の魅力となることから、これらの歴史文化資源の保存及び利活用を促進します。【p17 歴史文化資源】</p> <p>・多様な媒体による情報発信などを進めるとともに、市内での交通利便性の向上を図り、定期的にイベントを開催する等、交流・賑わい空間として市内の公園や歴史文化資源の活用を推進します。【p17 歴史文化資源】</p> <p>・本市は愛知豊明花き地方卸売市場を有しており、全国から多彩な花や植物が集まることから、公共空間を花で彩り、美しい景観や地域の憩いの場を創出するなど、「花の街とよあけ」を目指します。【p17 景観】</p> <p>・本市を特徴づける公園・緑地等については、まちの魅力や価値の向上に向けた公園の管理運営の推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の利活用、民間事業者による収益施設の設置による利便性の向上等を通じて、拠点となる公園・緑地の質の向上を図っていきます。また、さらなる利活用を促すため、多様な主体と連携し、管理・運営体制を構築していきます。【p13 公園】</p> <p>・身近な公園における使い方などのルールの見直しによる柔軟な利用の促進や、市民との協働による利活用・維持管理などを通じて、身近な公園への愛着を醸成します。【p13 公園】</p>	○		○			○	
	<p>・既に工場等が集積しているエリアについては、産業的な土地利用の推進および現有機能の維持・強化を図るとともに、幹線道路の沿道では、優良農地などに配慮しつつ、広域交通の利便性を活かし、人々が広くから集まり、雇用や都市財政を支える産業・広域交流の拠点を形成し、地域の活力を持続させる都市づくりを進めます。</p>	<p>・工場や物流施設等と住宅が併存する工業地のうち、工場が主体となっている(都)国道1号東線と(都)瀬戸大府東海線が交差する周辺の工業地では、引き続き、既存の住宅との調和に配慮しながら、工業系主体の土地利用を維持するとともに、環境負荷の少ない先端産業関連の企業立地を誘導するなど、本市の活力を引き出す工業地の形成を図ります。また、今後の土地利用状況によっては、現在の準工業地域から工業地域へ用途地域の変更を検討します。【p4 市街化区域 工業系】</p> <p>・住居系・商業系土地利用地区に立地する工場について、周辺の居住環境との調和や操業環境の確保の観点から移転が必要となる場合には、受け皿としての機能を担い、円滑な移転・集約が進むよう、立地誘導や環境配慮のルールづくり等を検討します。【p4 市街化区域 工業系】</p> <p>・豊明 IC や主要幹線道路に近接し、広域的な交通利便性に優れた地区において、働く場づくりを進め、都市の活力を創出するため、地権者の合意形成や関係法令等への適合など、整備に向けた条件が整った場合には、周辺の居住環境や防災面等に配慮した上で、環境負荷の少ない先端産業関連の工場や研究開発施設、物流施設、魅力を発信する施設をはじめとする地域資源を活かした交流施設などが立地する産業用地の形成を図ります。【p7 市街化調整区域 産業系土地利用検討地区】</p>	○						○
	<p>・市街化調整区域の優良農地を保全し、営農環境を維持することで、地域農業に活気があふれる都市づくりを進めます。</p>	<p>・市街化調整区域内のまとまりある優良農地は、生産環境のみならず、良好な景観や田んぼダムなどの洪水調整機能を有しているため、農業振興地域整備計画等によって引き続き、保全していきます。【p6 市街化調整区域 農地】</p>	○						

まちづくりの目標 (3計画共通) 第2回委員会の議題	都市づくりの基本方針 (都市計画マスタープラン、立地適正化計画) 第2回委員会の議題	分野別方針(都市づくりの基本方針と対応した主な方針を抜粋) (第3回での論点) 【 】内は参考資料の該当ページ・箇所	土地 利用	都市 施設	市街地 整備	歴史 景観	防災	協働	
<p>まちづくりの目標③ 災害に対し強くしなやか で、安全・安心に暮らせる 都市</p> <p>災害発生時の被害を最小限に抑えられる備えがあり、日常時においてもインフラや交通の安全性が確保された、市民が安心して暮らせる都市を目指します。</p>	<p>・災害リスクが高い地域では、災害時に適切な避難行動をとれるよう、避難経路や避難場所を確保するとともに、市民の防災意識を高めることで、災害対応力の高い都市づくりを進めます。</p> <p>・調整池や河川の整備などを組み合わせた総合治水対策による洪水の発生抑制や、地震などに脆弱な市街地の改善などにより災害に強い都市づくりを進めます。</p>	<p>※都市防災の方針は立地適正化計画編 防災指針の内容を踏まえて、第4回委員会で提示 ※以下は分野別方針の関連箇所の例示</p> <p>・<u>災害時の一時避難場所となる建物やオープンスペースについては、民間事業者と協力しながら、確保していくことを検討します。【p19】</u></p> <p>※都市防災の方針は立地適正化計画編 防災指針の内容を踏まえて、第4回委員会で提示 ※以下は分野別方針の関連箇所の例示</p> <p>・本市の河川や水路については、治水対策のために順次整備を進めており、気象状況の変化や県と流域市町が共同で策定する計画、本市の計画に基づき、<u>総合的な治水対策を実施します。【p14 河川】</u></p> <p>・本市には勅使池や若王子池などの多くのため池があります。農業用貯水池として人工的に造成された池ではありますが、本市の防災対策池としての役割を担うほか、良好な都市景観の維持、野鳥等の生物の貴重な生息地としての保全、市民の健康増進や憩いの場となる親水空間として活用を図っていきます。【p14 ため池】</p> <p>・阿野町や栄町など都市基盤施設の整備水準にばらつきのある地区においては、狭あい道路や行き止まり道路の解消、民間開発等にあわせた公園整備の促進等により、地域の特性にあった良好な市街地の形成を図ります。また、大規模な災害に対し、被害をできる限り抑えるとともに迅速な復興が可能となる安全な市街地のあり方を検討します。【p16 既成市街地整備】</p>						○	
	<p>・これまでに整備してきた道路や公園をはじめとする都市基盤については、老朽化の進行や利用状況を踏まえ、居住誘導区域など優先度の高い箇所から計画的に改修することで、安心して暮らせる都市づくりを進めます。</p>	<p>・幹線道路網の形成にあたっては、現在の都市計画道路網の構築を基本とし、<u>老朽化した都市計画道路(市道)については、計画的に改修を進めます。ただし、市街化調整区域などで長期間未着手となっている路線や区間については、社会情勢の変化や将来交通量等を勘案し、必要に応じて見直しを検討します。【p9 幹線道路】</u></p> <p>・土地区画整理事業により都市基盤施設の整備が完了している地区では、<u>既存施設の適切な維持管理を進めます。あわせて、将来的に、都市基盤施設の老朽化が進む時期や居住者の高齢化が重なることを見据え、計画的な改修を実施します。【p16 既成市街地整備】</u></p> <p>・地域ニーズに即した公園等のあり方や機能を見直すため、<u>公園施設の調査・検討を通じて、公園・緑地の機能集約・再編計画等を検討するなど、機能面から公園等の適切な配置を目指していきます。【p13 公園】</u></p> <p>・学校施設は、児童生徒の健やかな成長を支える教育の場であるとともに、地域コミュニティの拠点や災害時の避難所としての機能を担うなど、本市の都市活動を支える重要な公共施設です。一方で、建設から相当年数が経過し老朽化が進行している施設が多いことから、<u>安全性の確保を最優先に、計画的な改修・更新及び長寿命化を推進するとともに、将来の人口動向や地域バランスを踏まえた適正配置についても検討します。【p14 学校】</u></p>							
	<p>・交差点改良や歩道の整備などにより、すべての人が安全に移動できる都市づくりを進めます。</p>	<p>・生活道路は、各宅地に接続するサービス道路として、市民の生活に密着した道路であることから、<u>日常的な交通安全上の問題を解消するとともに、狭あい道路や行き止まり道路の解消等により、災害時における緊急車両の通行や住民の避難を容易にするなど、防災機能の強化を図ります。【p9 生活道路】</u></p> <p>・子どもや子育て世代をはじめとする多世代の人が歩いて暮らしやすい居住環境の形成や歩くことによる健康増進に向けて、通勤・通学や買い物などで多くの人々が利用する生活道路において、<u>安全で快適に移動できる歩行環境を確保します。【p9 歩行者・自転車ネットワーク】</u></p> <p>・歩行者及び自転車利用者の安全性・快適性に配慮が必要な区間等については、<u>歩行空間の整備に加え、自転車が円滑に通行できる走行空間(通行帯・レーン)の確保を検討します。【p9 歩行者・自転車ネットワーク】</u></p>							

5. 緑の基本計画編 緑づくりの基本方針(論点②)

第2回で議論したまちづくりの目標・緑づくりの基本方針を踏まえ、以下の主な施策・事業を実施していきます。

まちづくりの目標 (3計画共通) 第2回委員会の議題	緑づくりの基本方針 (緑の基本計画) 第2回委員会の議題	主な施策・事業 (第3回での論点) 【 】内は参考資料の該当ページ	
<p>まちづくりの目標④ まちの魅力を発揮・向上させる質の高い緑づくり</p> <p>緑を保全するとともに、緑の多面的な機能を活かして、地域経済の活性化や子ども・子育て支援、市民の健康づくりなど、まちの魅力を発揮・向上させる「活かす資産」へと転換し、質の高い緑づくりを目指します。</p>	<p>基本方針1 緑をまもる ～次の世代へ継承する緑～</p> <p>保全</p> <p>公園・緑地をはじめ、樹林地や農地、水辺等を保全することで、生物多様性の確保や緑が有する防災・減災機能などを発揮させ、後世にわたって豊かな緑を享受できるように、緑をまもります。</p>	<p>1-1 生物多様性に資する緑の保全 (1)希少な生息・生育地の保全 (2)二村山緑地の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市指定天然記念物「大狭間湿地」、県指定天然記念物「豊明のナガバノイシモチソウ」等の希少な生息・生育地を保全するため、行政のみならず、<u>市民・市民団体、学校等との協働による保全活動や環境学習を進めていきます。【p2】</u> 市民団体との協働により、<u>緑地の保全活動を実施すると共に、都市計画決定後 30 年以上に亘って未整備の状況が続いていることから、整備手法の見直しも含めて引き続き検討を行います。【p2】</u>
	<p>1-2 農地の保全 (1)優良農地の保全 (2)都市農地の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域内のまとまりある<u>優良農地を農業振興地域整備計画等によって引き続き、保全してまいります。【p3】</u> 都市農地は良好な都市環境を形成するものとして、<u>市街化区域内の農地についても保全に努めてまいります。【p3】</u> 	
	<p>1-3 水辺環境の保全(河川、ため池) (1)河川の水辺環境の保全 (2)ため池の水辺環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気象状況の変化や県と流域市町が共同で策定する計画、本市の計画に基づき、<u>総合的な治水対策を実施します。【p4】</u> 農業用や防災対策池としての役割を担うほか、<u>良好な都市景観の維持、野鳥等の生物の貴重な生息地としての保全、市民の健康増進や憩いの場となる親水空間として活用を図っていきます。【p4】</u> 	
	<p>1-4 身近な緑地の保全 (1)身近な緑地の保全 (2)市民緑地制度を活用した緑づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>地区計画などの既存制度を活用しながら、緑地の保全と緑化を推進すると共に、歴史文化資源と一体となった樹林地や社寺林等について身近な緑として保全します。【p4】</u> 市と土地所有者が契約を締結して、市街地での貴重な緑を保全し、また地域住民が利用できる補完的な公園として、引き続き、制度を活用していきます。【p4】 	
	<p>※グリーンインフラの活用方針 (3計画共通の方針として変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園や河川、道路、ため池等のグリーンインフラについて、水災害に強いまちづくり、都市の暑さ対策、生物多様性の確保、市民の健康増進・スポーツの推進などへ活用し、豊かで質の高い暮らしを支えるまちづくりに取り組んでいきます。【共通編 p4】 	
	<p>基本方針2 緑をはぐくむ ～暮らしの質を高める緑～</p> <p>創出</p> <p>地域の特色や利用状況などに合わせた公園の整備、改修を進めるとともに、公園・緑地の適正な維持管理や市民との協働による緑づくりなどを通じて、身近な緑に親しむことができ、日々の暮らしに緑の潤い、彩りを感じることができる質の高い緑をはぐくみます。</p>	<p>2-1 質の高い公園・緑地の創出 (1)拠点となる公園・緑地の魅力向上 (2)身近な公園等の整備・改修・維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市を特徴づける公園・緑地等をより柔軟に使いこなして、まちの魅力や価値の向上に向けた公園の管理運営の推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の利活用、民間事業者による収益施設の設置による<u>利便性の向上等を通じて、質の向上を図っていきます。【p5】</u> 市街化区域では身近な公園等が概ね充足していますが、一部、公園が不足している地域やの公園誘致圏が重複している地域もあります。<u>公園の量・質の両面からみて適正に配置してまいります。【p5】</u>
	<p>2-2 街路樹の適正な維持管理 (1)街路樹の適正な維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹が多様な機能を発揮できるよう、<u>維持管理方法や今後のあり方などについて検討します。【p9】</u> 	
	<p>2-3 民有地・公共用地での緑化推進 (1)民有地の緑化推進 (2)公共用地の緑化推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市の緑の保全・創出・活用を一層推進するため、<u>助成制度等を活用し、民有地の緑化推進を支援します。【p9】</u> 緑地の確保や緑化を推進するとともに、市内の公有地において市民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の<u>緑づくり活動、体験学習又は都市緑化の普及啓発を実施します。【p9】</u> 	
	<p>2-4 市民との協働による緑づくり (1)フラワーボランティア制度の推進 (2)花いっぱい運動の推進 (3)緑の募金活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> フラワーボランティアと連携協力しながら公園や駅前広場等の公共空間を花で彩り、美しい景観や地域の憩いの場を創出する取り組みとして、<u>ボランティア活動を支援してまいります。【p10】</u> 花いっぱい運動を通して快適な生活空間を形成するとともに、住民同士のコミュニケーションや地域への愛着心、緑化推進に対する意識を育むことを目的として、<u>引き続き行政区を支援してまいります。【p10】</u> 森林整備や緑化推進などに対する<u>市民の理解を広めるとともに、市全体による緑化等の取り組みを推進するための募金運動を推進してまいります。【p10】</u> 	

まちづくりの目標 (3計画の共通) 第2回委員会の議題	緑づくりの基本方針 (緑の基本計画) 第2回委員会の議題	主な施策・事業 (第3回での論点) 【 】内は参考資料の該当ページ	
<p>まちづくりの目標④ まちの魅力を発揮・向上 させる質の高い緑づくり</p>	<p>基本方針3 緑をいかす 活用 ～まちの魅力を引き出す緑～ 市民・民間事業者・行政との協働による取組を通じて、公園・緑地等の価値を最大限に発揮させることで、多様なニーズやライフスタイルへの対応するまちの魅力向上に緑をいかします。</p>	<p>3-1居心地の良い都市空間への活用 (1)居心地の良い都市空間への活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多様な緑の力を活かして、駅前広場や道路空間などのまちの拠点や軸となる空間に積極的に緑を活用することで、居心地の良い都市空間を創出していきます。【p11】
		<p>3-2 交流・賑わい創出への活用： (1)歴史文化振興・観光振興への活用 (2)多様な主体による交流促進への活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡の桶狭間古戦場伝説地や沓掛城址など、貴重な歴史文化資源は都市の魅力となることから、これらの歴史文化資源の保存及び利活用を促進します。【p11】 都市の魅力を高めるため、市民や市民団体、民間事業者が自発的な活動ができるよう支援していくとともに、市内外から人々が集い、交流する賑わいづくりに緑を積極的に活用していきます。【p11】

6. 立地適正化計画編 防災指針 (論点③)

(1) 防災指針とは

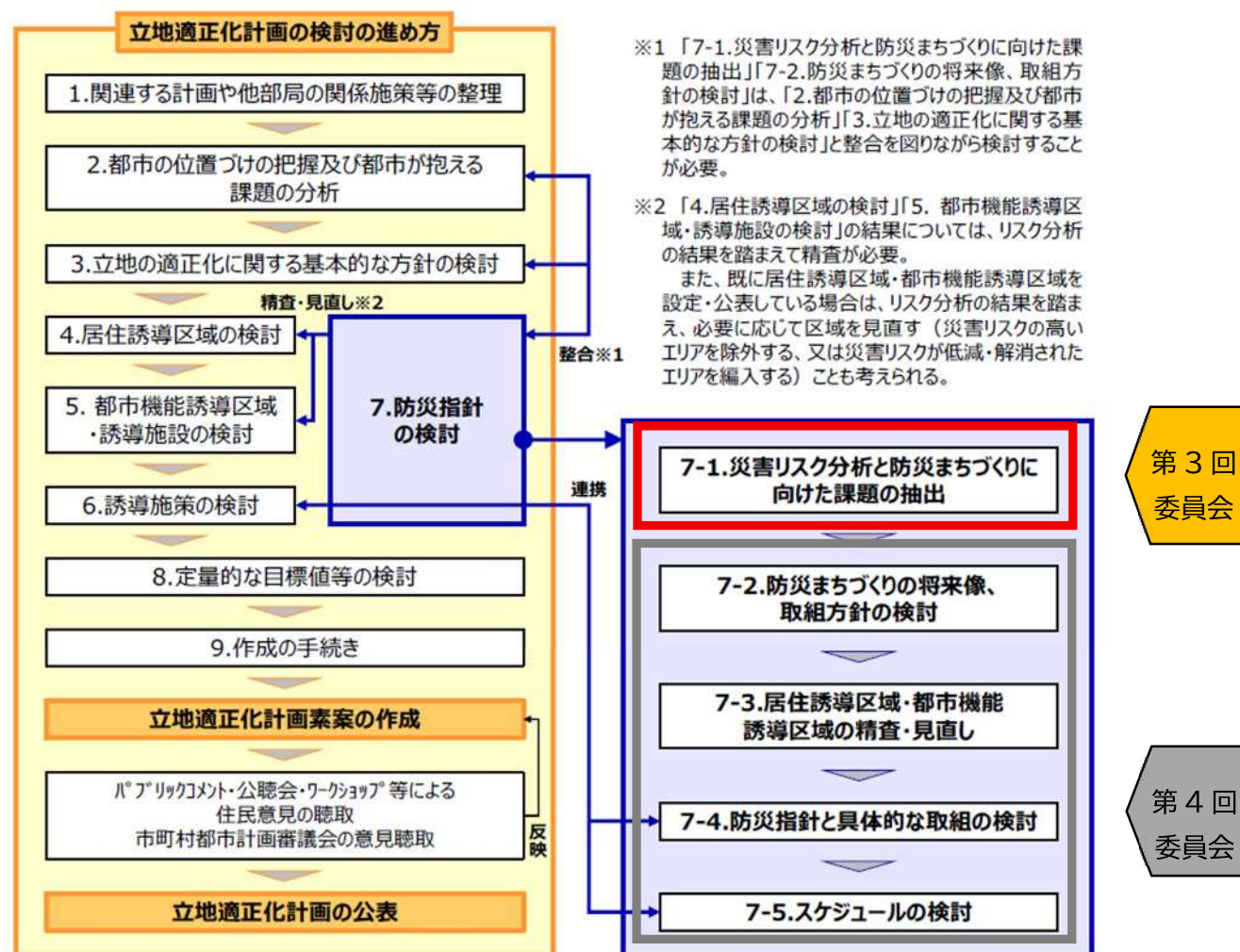
防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、令和2年9月の都市再生特別措置法の改定により、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めることとなりました。

様々な災害のうち、洪水、雨水出水等による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。また、地震については、影響範囲や程度を地域ごとに分析し、居住誘導区域から除外することに限界もあります。

このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められ、立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取り組みを位置付けることとされています。(都市計画運用指針)

国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】」において、以下のような防災指針検討のフローが示されており、このフローを基本に検討を行います。

■防災指針検討のフロー



資料：立地適正化計画の手引き【基本編】(令和7年4月改訂)(国土交通省)

(2) 災害リスク分析

①分析の考え方

洪水・内水、土砂災害、地震、ため池について、災害ハザード情報と各種都市情報等を重ね合わせ、災害リスクを分析します。

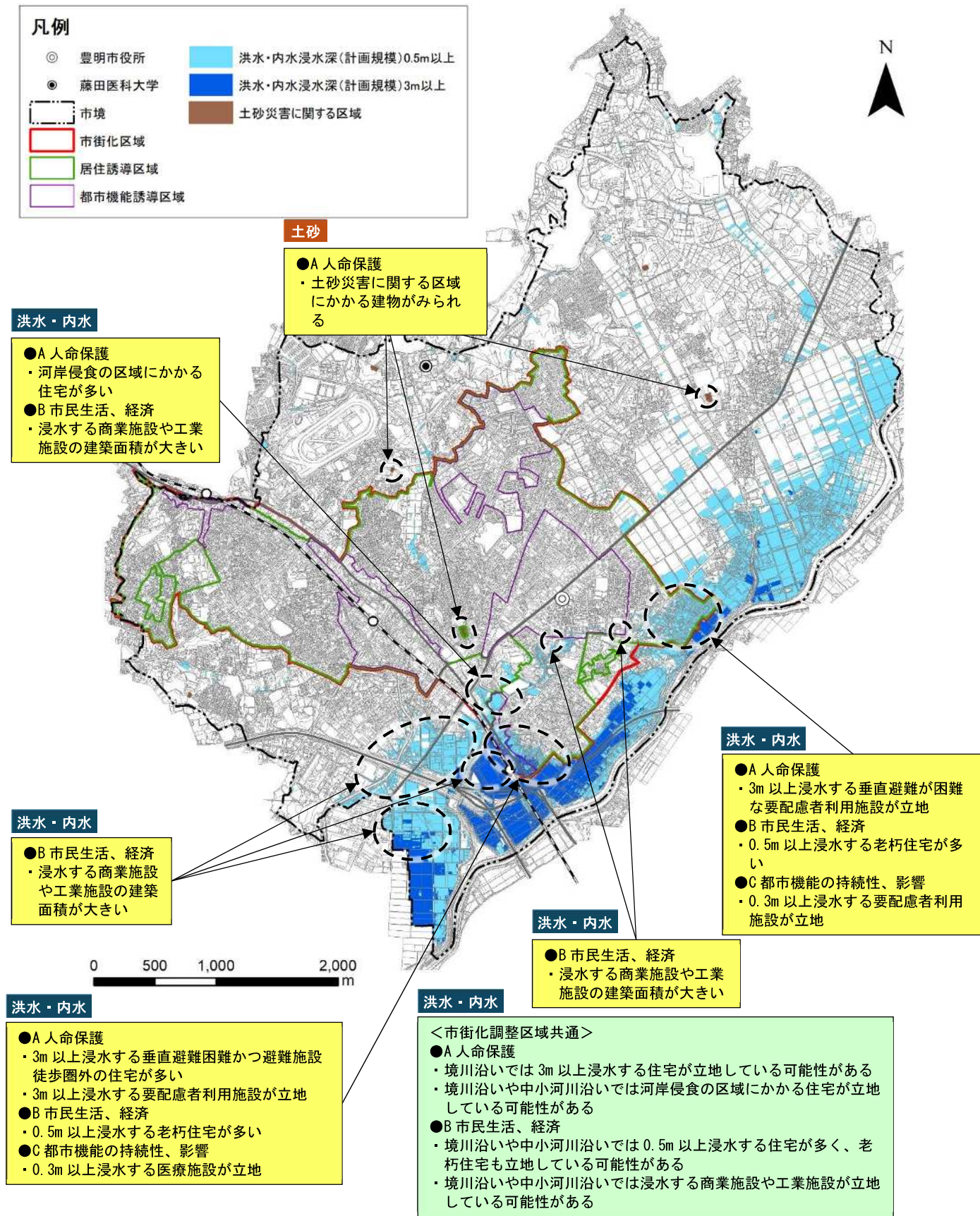
■災害リスク分析項目

種別	規模	災害ハザード情報	分析の視点	分析項目	
洪水・内水	計画規模	洪水・内水浸水深	A 人命保護	・3m以上浸水する住宅 ・上記のうち垂直避難が困難な住宅 ・上記のうち避難施設徒歩圏外の住宅 ・3m以上浸水する要配慮者利用施設 ・上記のうち垂直避難が困難な施設	
			B 市民生活、経済	・0.5m以上浸水する老朽住宅 ・浸水する商業施設 ・浸水する工業施設	
			C 都市機能の持続性、影響	・0.3m以上浸水する医療施設	
	想定最大規模	洪水・内水浸水深	A 人命保護	・3m以上浸水する住宅 ・上記のうち垂直避難が困難な住宅 ・上記のうち避難施設徒歩圏外の住宅 ・3m以上浸水する要配慮者利用施設 ・上記のうち垂直避難が困難な施設	
				洪水浸水継続時間	・3日以上浸水する住宅
				家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)	・氾濫流の区域にかかる木造住宅 ・河岸侵食の区域にかかる住宅
土砂災害	-	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域	A 人命保護	・土砂災害に関する区域にかかる住宅	
地震	南海トラフ巨大地震	震度分布	A 人命保護	・震度6強の区域にかかる老朽木造住宅	
	南海トラフ巨大地震	液状化の可能性	A 人命保護	・液状化の可能性のある区域にかかる住宅	
ため池	-	浸水深	A 人命保護	・2m以上浸水する木造住宅	

②災害リスク分析及び課題の整理(第3回での論点)

【リスク分析の3つの視点 A 人命保護 B 市民生活、経済 C 都市機能の持続性、影響】

■大雨・台風時



■地震時

